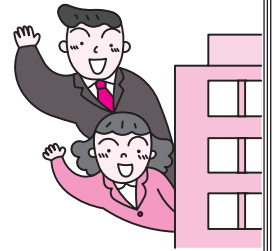


紹介コーナー

ご存じ
ですか？

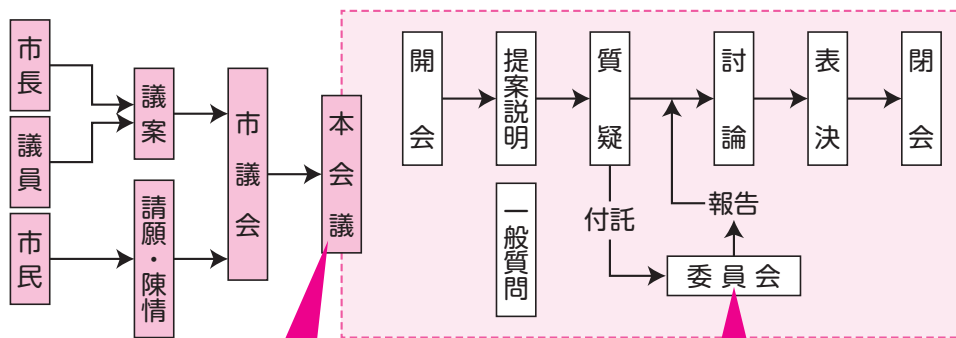
市議会は、市長の提案した予算や条例等について審議し、決定していきます。
市長は、この決定に従って具体的な市の仕事を進めます。このような働きから、議会を「議決機関」、市長を「執行機関」といいます。
今回は、こうした議会運営の流れについてご紹介します。



議会運営の流れ

議会では、定期的に招集される「定例会」が年4回（館林市では、3月・6月・9月・12月に）開かれるほか、必要に応じて「臨時会」が開かれます。

通常、議会は市長が招集しますが、議長や議員（議員定数の1/4以上）からの請求に基づいて招集される場合もあります。また、会期（開会から閉会までの期間）は議会で決定し、会期中にはおおむね次の順序で議案や請願などの審議や審査が行われます。



議員全員が議場に集まり、市長や議員から提出された予算案や条例案などに対する審議が行われ、議会の最終意思が決定されます。また、議案などの審議とは別に、市政全般に対する一般質問も行われており、市政をチェックするための重要な会議となっています。

議案などは本会議で最終意思が決定されますが、幅広く多様な市の仕事について効率的・専門的に審査するため、いくつかの委員会が設けられています。館林市議会では、現在、総務文教常任委員会、市民福祉常任委員会、経済建設環境常任委員会の3つの常任委員会が設置されています。

議 会 を 傍 聴 し て み ま せ ん か

市議会はだれでも傍聴することができます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されます。市政を身近に知るためにも、ぜひ議会を傍聴してください。

手続きは議会棟の3階及び4階で、傍聴人受付簿に住所・氏名を記入するだけです。傍聴席に限りがありますので、団体の場合は予め議会事務局までご連絡ください。

【3月定例会の予定】

- 3月 6日(金) 本会議＝会期の決定、議案提案説明など
- 9日(月) 本会議＝議案に対する質疑、委員会付託など
- 10日(火)・11日(水) 本会議＝一般質問
- 12日(木)・13日(金) 委員会＝常任委員会
- 16日(月)・17日(火)・18日(水) 委員会＝予算特別委員会
- 23日(月) 本会議＝表決



☆本会議は午前10時開会予定です。会議の日程、時間等に変更になることもあります。

☆一般質問の通告順位表は、3月4日(水)から市のホームページでご覧いただける予定です。

(<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp> ⇒市議会をクリックしてお入りください。)